

第 4 1 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年亀岡市条例第7号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び特例一時金のそれぞれ」を「給与の」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 公益的法人等への人的援助の方法について、経験と能力を有する本市職員をより有効に活用し、当該団体の業務のさらなる円滑な実施を確保すること等を目的に、派遣職員の給与負担の範囲を見直すこと。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。